## 会員組合の皆さま 労働法関係の法律が改正されました

## 「育児・介護休業法」講習会の開催について







本会では、令和4年4月1日から3段階で改正されている、育児・介護休業法に関する 講習会を下記のとおり開催します。

つきましては、ぜひ御参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加のお申し込みは別添参加申込書で令和4年12月5日(月)までに、メール又はFAXにてお送りください。

- 3 算集数 会場 40名(先着順)
  オンライン 50名(先着順)
- 2. 日 時 令和4年12月12日(月)13:30~14:30
- 3. 場 所 ホテル古湧園 遥 (愛媛県松山市道後鷺谷町1-1) オンライン開催 (Zoom ウェビナー)
- 4. 内容 (1) 改正育児・介護休業法の概要
  - (2) 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
  - (3) 中小企業向けの支援
  - (4) 令和4年4月1日から義務化されている事項
  - (5) 就業規則の変更について
- 5. 講 師 薦田社会保険労務士 社会保険労務士 薦田勉

(問い合わせ先) 愛媛県中小企業団体中央会 TEL089(955)7150 FAX089(975)3611 担当 振興部 支援課 丹下 愛媛県中小企業団体中央会 振興部 支援課 丹下宛

FAX: 089-975-3611 $\cancel{>}-\cancel{\nu}$ : tange@bp-ehime.or.jp

令和4年	月	日

「育児・介護休業法」講習会(令和4年12月12日)

## 参加申込書

事業者名	
TEL	

出席方法を○で囲んでください。

会場・ オンライン

No	役 職	氏 名
1		
	メール(必須):	
2		
2	メール(必須):	
事前質問(全ての質問に対応できない場合があります)		

※ 令和4年12月5日(月)までにメール又はFAXにてお送りください。オンライン接続先は、1週間程前に記入いただいたメールアドレスへお知らせいたします。